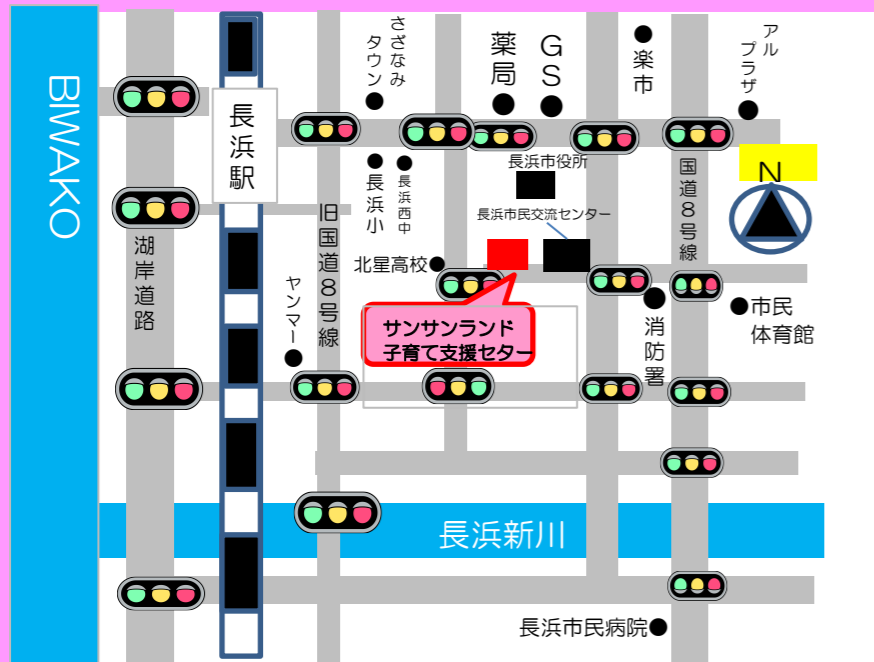
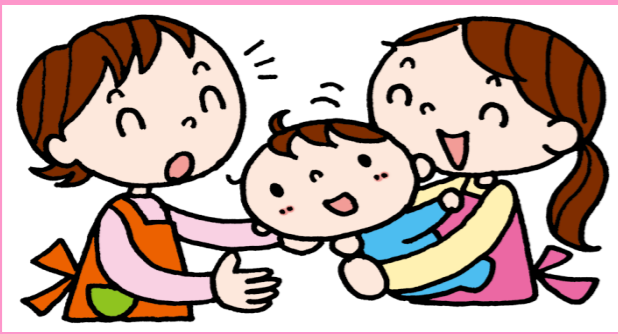


ファミリー・サポート・センターは
地域の子育て応援団です！！

相互援助の手引



お問合せ・お申込先

ながはま・ファミリー・サポート・センター

〒526-0036 長浜市地福寺町4-36 サンサンランド内

TEL・FAX 0749-64-3900

受付時間：9：00～17：00

休館日：月曜 祝日 第1・第3日曜

相互援助について

ファミリー・サポート・センターは、子育て等の援助を受けたい人『おねがい会員』と子育て等の援助を行いたい人『まかせて会員』が会員となり、地域においてお互いに助けたり、助けられたりして、子育てをとおして地域に『子育ての安心』と『人と人との温かな関係』を育てていく活動です。



会員の条件

おねがい会員（依頼会員）

長浜市在住もしくは、市内に通勤・通学している方で、生後3か月～12歳までの子どもの保護者

まかせて会員（協力会員）

長浜市在住の子どもの送迎や預かることができる、20歳以上の方

どちらも会員（両方会員）

長浜市在住の、どちらにも登録できる方

*まかせて会員とどちらも会員には、センターの主催する講習会の受講が必須です。

援助できる内

相互援助活動で行う援助は、あくまでも一時的、補助的なもので、保育施設などで対応できない部分をサポートするものです。既存の保育サービスのような長時間・継続的な保育ではありません。

このような活動はボランティア精神に支えられていることを依頼する場合も協力する場合も、心に留めておいていただきたいと思います。

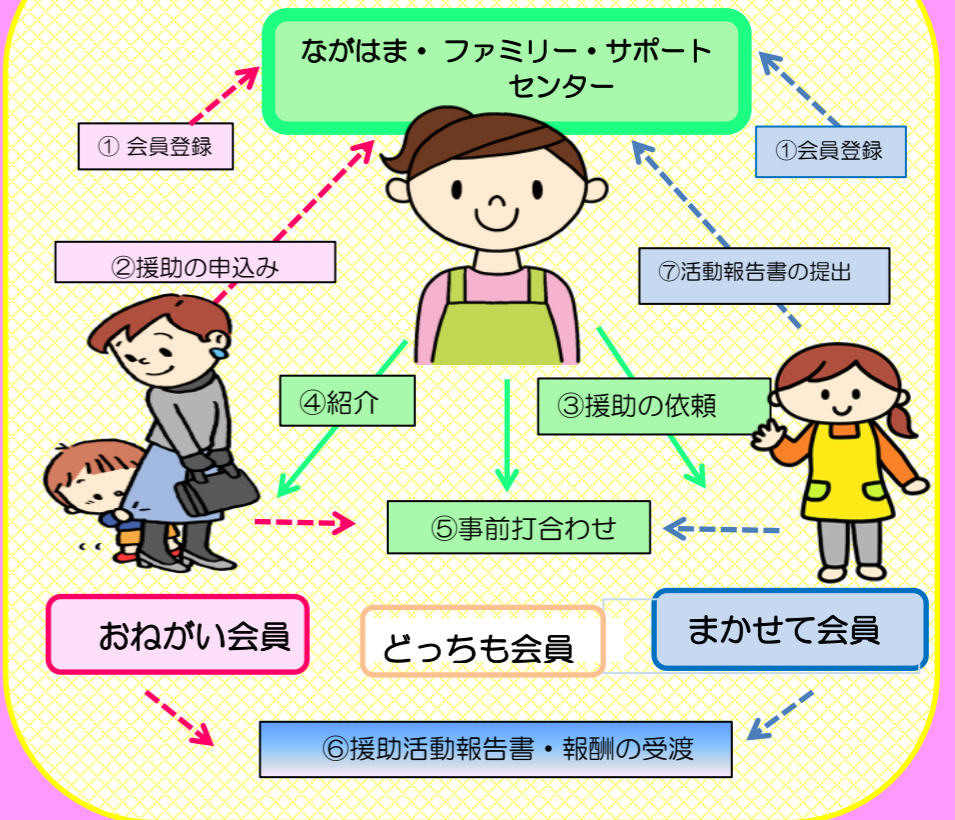
（こんな援助をおこないます）

- 1、保育施設等の開始前・終了後に子どもを預かること
- 2、保育施設等への送迎を行うこと
- 3、学校の放課後や放課後児童クラブ終了後に子どもを預かること
- 4、保護者の急用や臨時的就労の場合に子どもを預かること
- 5、冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること
.....など

*子どもを預かる場合は、原則としてまかせて会員の自宅で行います。

*援助活動は早朝、夜間にわたることもありますが、原則として子どもの宿泊は行いません。

援助が必要になったら



①会員登録 会員登録が必要です。印鑑と本人確認書類免許証・保険証を持参してください。

②援助の申込 援助が必要になったら、センターへご連絡くださいセンターへの依頼した日から活動の日まで日時が迫っている場合は、まかせて会員にて会員の調整がつかない場合があります。依頼の申込みは、出来るだけ早めをお願いします。

③援助の依頼 センターはまかせて会員に対し、曜日・時間などをお知らせし、条件が合えばお願いすることになります。都合が悪い場合は遠慮なくお知らせください。

④紹介 センターでは、まかせて会員が決まり次第、おねがい会員に紹介します。

⑤事前打合せ まかせて会員・おねがい会員は、「事前打合せ内容」に沿って、援助活動日時・場所・内容・緊急時の連絡方法については十分打ち合わせをして活動を開始してください。事前打合せは事務的な打合せだけでなくお互いをよく理解し合い、お子さんとまかせて会員が親しくなってもらうことも目標としています。

◎**援助活動報告書・報酬の受渡** 援助活動が終了したら、まかせて会員は『活動報告書』を記入し、おねがい会員は内容を確認して署名・押印します。おねがい会員は活動終了時に報酬および実費をまかせて会員に支払います。『活動報告書』の2枚目はまかせて会員が、3枚目はおねがい会員が、援助活動記録として保管してください。

⑦**活動報告書の提出** まかせて会員は、一か月分の『活動報告書』を翌月5日までにセンターに提出してください。

●**退会の連絡**

おねがい会員：お子さんが小学校を卒業されたり、援助が必要なくなった場合は電話でも構いませんのでご連絡ください。

まかせて会員・どっちも会員：援助することが難しくなった場合は休会、又は退会のご連絡をお願いします。

●**住所変更** 住所変更・家族にお変わりありました時もおねがい会員にご連絡をお願いします。

会員の約束



1. ファミリー・サポート・センターの活動の趣旨を理解して活動しましょう。
2. お互いのプライバシーは守りましょう。退会した後も同様です。
3. センターへの連絡なしに、会員同士で援助活動を行わないでください。連絡のないものについては、補償保険は適用されません。
4. 事前打ち合わせ、必ず行いましょう。特におやつや食事については、会員同士で十分打ち合わせを行ってください。
5. 約束した時間は必ず守りましょう。

幼児教育・保育の無償化にともない、ファミリー・サポート・センター事業も対象になる場合があります。

【問合せ先】長浜市教育委員会事務局 幼児課
TEL0749-65-8607

おねがい会員さんへ 援助を依頼するとき

○依頼した援助活動内容以外の援助はご遠慮ください。会員同士の助け合いですから、過度の負担を求めるのはやめましょう。

○子どもの状態を十分考慮し、自身の責任により、援助の依頼をしてください。

○車を使用する援助を依頼した場合、6歳未満のお子さんについてはチャイルドシートを用意してください。センターでの貸出用もあります。(ただし、数に限りがあります。)



まかせて会員さんへ 援助を行うとき

○活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。

○常に会員証を携帯して活動を行い、提示を求められたときには速やかに提示してください。

○活動が終了したら、まかせて会員は援助活動報告書(3部複写)を作成し、おねがい会員の確認印を受け取り、1部(白色)をセンターに翌月5日までに提出してください。提出のない活動については、補償保険が適用されません。気をつけましょう。

○センターでは、補償保険には一括で加入していますが、車両についての保険はついていません。自家用車を使用する場合は、任意保険により賠償・障害が補償されている車を使用してください。

○車を使用する援助について、6歳未満のお子さんについては、必ずチャイルドシートを装着してください。

保険の加入について

ファミリー・サポート・センターでは、地域子育て支援補償保険・研修・会合傷害保険に加入しています。

報酬の基準

① ながはま・ファミリー・サポート・センター基準です。

活動日・時間		こども1人 / 1時間
月曜日～金曜日	午前7時～午後7時	700円
	上記以外の時間	800円
土・日・祝日 年末年始 (12/29～1/3)	午前7時～午後7時	800円
	上記以外の時間	900円

送迎のみの援助(子ども1人1回につき)	500円
---------------------	------

② 兄弟姉妹など複数の子どもを預ける場合は、2人目から半額とします。ただし、預ける人数は、原則として、まかせて会員1人に対して3人までとします。

③ 援助時間は、子どもを家庭で預かる場合は、まかせて会員が子どもを預かった時から、おねがい会員に引き渡した時までとします。保育施設等の送迎も含む場合は、まかせて会員が子どもを預かった時から保育施設等に送り自宅に着いた時まで、および保育施設等へ迎えに自宅を出た時からおねがい会員に引き渡した時までとします。

④ 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間として計算します。1時間を超える場合は、15分単位とします。(10円未満切捨とします)

⑤ 取消については、次のとおりの取消料をお支払いください。
前日までの取消・・・無料
当日取消・・・・・・報酬額1時間分(1回分)
無断取消・・・・・・全額

⑥ 子どもの送迎等に伴い、まかせて会員に負担をかけた交通費については、実費をおねがい会員がまかせて会員に支払います。まかせて会員が自家用車を使用した場合は10km以内は500円、10kmを超えるごとに100円を加算した額を実費相当額とします。まかせて会員宅を出発し、帰宅するまでの走行距離とします。(10kmは500円、11kmは600円)

⑦ 食事(ミルク)・おやつ・おむつ等については、原則としておねがい会員が用意してください。やむおえずまかせて会員に負担をかけた場合、食事は1回につき200円、おやつは1回につき100円を目安として、相互であらかじめ決めた額をおねがい会員が払ってください。